

ニューカッスル病生ワクチン

動生剤基準のニューカッスル病生ワクチンの 3.3.4、3.3.5、3.3.6 及び 3.3.7（迷入ウイルス否定試験法 2.1.1、2.1.2 及び 2.2.2 を除く。）、3.3.8、3.3.9 及び 3.3.10 に規定するところにより、これらに規定する試験を行うものとする。